

総 税 都 第 1 0 号
平成 2 8 年 4 月 1 日

各 都 道 府 県 知 事 殿

総 務 大 臣

地方税法の施行に関する取扱いについて（道府県税関係）
の一部改正について

地方税法等の一部を改正する等の法律（平成 2 8 年法律第 1 3 号）、地方税法施行令等の一部を改正する等の政令（平成 2 8 年政令第 1 3 3 号）、地方税法施行規則等の一部を改正する省令（平成 2 8 年総務省令第 3 8 号）及び地方税法施行規則の一部を改正する等の省令（平成 2 8 年総務省令第 3 9 号）が平成 2 8 年 3 月 3 1 日にそれぞれ公布され、いずれも原則として同年 4 月 1 日（地方税法施行規則の一部を改正する等の省令（平成 2 8 年総務省令第 3 9 号）は平成 2 9 年 4 月 1 日）から施行されることとされました。

これに伴い、「地方税法の施行に関する取扱いについて（道府県税関係）」（平成 2 2 年 4 月 1 日総税都第 1 6 号総務大臣通知）を下記のとおり改正しますので、貴職におかれましては、この趣旨を御理解いただき、適切に対処されるようよろしくお願い申し上げます。

なお、本通知は地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 5 条の 4（技術的な助言）に基づくものです。

記

「地方税法の施行に関する取扱いについて（道府県税関係）」について、別添新旧対照表のように改正する。

本通知による改正後の次に掲げる規定は、それぞれに定めるところにより適用する。

イ ロからヌまでに掲げる規定以外の規定 平成 2 8 年度以後の年度分の個人の道府県民税及び平成 2 8 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度分の法人の道府県民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の道府県民税、同日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税、同日以後に事業者が行う課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れ並びに同日以後に保税地域から引き取られる課税貨物に係る地方消費税、同日以後に行われる地方消費税の清算、同日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税、同日以後のゴルフ場の利用に対して課すべきゴルフ場利用税、同日以後の軽油の引取りに対して課すべき軽油引取税並びに同日以後に狩猟者の登録を受ける者に対して課すべき狩猟税

- ロ 第1章11の2 平成29年1月1日以後に行われる合併または分割
- ハ 第1章16 平成29年1月1日以後に滞納となった地方団体の徴収金（同日前に事業を譲渡した場合における当該事業に係るものを除く。）
- ニ 第1章18 平成29年度以後の年度分の自動車税の種別割
- ホ 第2章19、28、30及び30の2 平成28年4月1日以後に納期限が到来する個人の道府県民税に係る地方団体の徴収金
- ヘ 第2章49の2、50（9）及び50の4（9） 地域再生法の一部を改正する法律（平成28年法律第 号）の施行の日以後に終了する事業年度分の法人の道府県民税及び同日以後に終了する連結事業年度分の法人の道府県民税
- ト 第3章5の3及び5の4（2）後段 地域再生法の一部を改正する法律（平成28年法律第 号）の施行の日以後に終了する事業年度に係る法人の事業税
- チ 第3章10から13まで 平成29年4月1日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税
- リ 第9章3、8及び17 平成29年4月1日以後の軽油の引取りに対して課すべき軽油引取税
- ヌ 第10章 平成29年4月1日以後に取得された自動車に対して課する自動車税の環境性能割及び平成29年度以後の年度分の自動車税の種別割

なお、平成29年3月31日までに行われる自動車の取得に対して課する自動車取得税については、本通知による改正前の第8章の規定を引き続き適用するものとする。

また、「地方税法の施行に関する取扱いについて（道府県税関係）の一部改正について」（平成27年4月1日総税都第22号総務大臣通知）による改正後の第2章53、53の2及び53の3の規定は平成30年4月1日以後に開始する事業年度分の法人の道府県民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の道府県民税について、改正後の第3章4の7の4の規定は平成30年4月1日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について、それぞれ適用することに改めること。